

会 議 録

平成27年5月11日作成

会 議 の 名 称	第5回島本町清掃工場包括運営検討委員会		
会 議 の 開 催 日 時	平成27年3月6日(金)午後1時～同2時15分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事 務 局 (担 当 課)	都市創造部環境課	傍聴者数	5名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 委 員	金谷委員、栗原委員、寺内委員、藤原委員 (以上4名)		
会 議 の 議 題	1 島本町清掃工場包括運営検討報告書(案)について 2 その他		
配 布 資 料	1 島本町清掃工場包括運営検討報告書(案)		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第5回島本町清掃工場包括運営検討委員会 議事録

案件1 島本町清掃工場包括運営検討報告書（案）について

事務局より島本町清掃工場包括運営検討報告書（案）について資料に基づいて説明。

（委員長） それでは、ご意見やご質問などをお願い致します。

（委員） 39 ページの（2）に①の「安定稼働性の確保」というのが取りざたされておまして、2行目に「計画的な予防保全※等が実施される」というのがあるんですけども、こちらについてはかなり年数が経っている施設かついわゆる複数施設があるわけじゃないですから、計画的な予防保全というのは今後も難しいのかなと、現実的なところがあると思います。どれぐらいコストをかけるかって話もありますけども、古い施設で、短期で例えば15年、20年稼働計画を立てて、計画的な予防保全をされるのであれば、こういった計画的な予防保全っていうふうな書き方でもいいのかもしれませんが、今回の施設なんかの場合ですと、いわゆる事後保全的なもの、いわゆる整備っていうのが主体になるのかなというふうに個人的には思ってるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

（委員） 基本的には壊れた所があったら直すってだけじゃなくて、毎年定期的にやって、事前に直す所は直してるのが実態なんですよ。その通りなんですよ。ですからコード変換すると、予防保全という言葉、これはもう一つの決まり言葉なんで、予防保全って書くのか、予防を取っちゃって、計画的な保全にするかね。計画的な保全のほうがかえっていいのかもしれない。

（委員長） もう計画的なっていうのはでも、現状でもやれてない。それよりはこれやることによってそれよりも、ニュアンスの問題ですけども。

（委員） ただ、今回これ基本包括するとなってくると、最初のスタートの時点で、これ10年ってスパン決めれば、じゃあ、何年目にこれ、何年目にこれ、何年目にこれとそういう中で、各施設を拾い出して、それに幾らお金が掛かるから、全部今回幾らですよっていう契約になってくるんでね。あくまで計画的にというのは生きてくると思うんですよ。

（委員長） そのこのところがちょっと仕分けの問題なんですけども、今おっしゃったのは、包括運営をする前に、そういうことをやって話じゃないんですか？

（委員） じゃなくて、実際今後、包括を委託すれば、提案者じゃなくなってくるわけですよ。A社なりB社から、その各社が今のこういう現場を見て、うちだったら3年目で、うちは5年目でとかそういうやつを出してくれればいいんで、その上でお金は幾らっていう話になってくると思いますんで、そういう面では計画って形になるのかな。例えばそれ以前に、今委員長言われたとおり、長期包括に入る前に、ある程度の下準備は精密機能検査をやって準備はしといてあげるという話になると思うんですけど。

（委員長） じゃあどうしましょう。結果的にこのままで？

（委員） 予防を取ればいいんです。

（委員長） じゃあ計画的な保全等が実施されるって。実施されるでいいですか？例えば期待されるとか。あとこの赤字の最後の所で、「施設の安定した稼働が確保される」というのは、こんなふうに言いちゃっていいのか、それとも期待されると書いたほうがいいのかっていうのはどうでしょう？

(委員) 指摘のとおり、確保されるというよりは期待されるのほうが言葉としてはいいかな。

(委員長) じゃあここは「確保される」を「期待される」ということで直して。あとついでですけども、同じページの③の最初の所、ちょっとこれ多分、「包括運営委託の導入の際には」はこれ、「導入に」ですね。「導入に際しては」という言い方になるかと思います。

言葉の言い換えですけどもね。あと同じような所で、40ページの、(4)、まとめの①の所で、ここ、「VFMの試算結果において」とあるんですけども、「試算結果によると」のほうがいいんじゃないかなと思います。同様で②も最後の所が「施設の安定した稼働が確保される」を「期待される」にちょっと直してください。

あとここだけちょっと確認っていうか、数字の問題なんですけども、施設の数、20ページの、表の3.3の(1)で前回の議論で1個外したってことなんですけども、ここ、表全体の一番右下の所に62ってあるじゃないですか、合計で。その中でもまた計があって、こっちは61になってるので、これあれでしょ？この外側の合計が要らないんじゃないですか、これ？前の表をもっと切ったって？違いますよ。なんかこれ、合計とその表の計っていうのは同じこと言うんだよね。多分これ、もう1個下にあったんじゃないですか、もとの表が。だからその合計の所の62が61になって、その内側のこの計だけの所を、だからむしろ要らないわけですよ、同じことが書いてあるんで。

(委員) そうですね。取ります。それでついでに。このページの所で、真ん中の所に、「そのうち」から始まるパラパラとこうあるよね。「20年間の事業期間が最も多い」って書いてあるけど、一番多いのは15年なんだよね。だからこれ15に直しといたほうがいいのかなど思うんだよね。

(委員長) ありがとうございます。お願いします。

(委員) これ、先進事例の状況というふうな表現を使われてるんですからね。これはこの先進というのはどういう意味ですか？ちょっとよく分からないんですけど。

(委員) 先進っていうのは、こういうことを先にやってるっていった、別に立派な実態とかなんかというのではなくて先にやってる。今そういうことやってないから、先にやって、そういう意味で一般的には使ってますよね。

(委員) 通常の使い方だと、おっしゃるように先進国とかいうのは、ちょっといろいろ進んでるというイメージがあって、先進事例と言うとなると、これが非常にいいんだと、これちょっとなんか私的には非常に抵抗があるんですよ。大半はここにも書いてますように、単年度委託であると、ほとんどの自治体がですね。島本の場合は非常に財政難ということもあって、これをどうするかという中で、今回包括委託の検討という形になってよいかと思うんですよ。ですから他の団体どういう事情でそうされてるのか、それぞれの個別事情があるとは思いますが、このなんか先に進んでやってる所が非常に素晴らしいもん作ってると、こういうイメージを持たれるのもどうなんかなという素人的な感覚の疑問なんですけど。

(委員長) 今のご指摘もそのとおりの面もあるんで、こうしたらどうでしょう？3.3の「先進事例の状況」というのを「包括運営委託における先行事例の状況」というふうにすれば、先行であればその何て言うかな、事実ですからね。

(委員) ですけどそれ、18ページ図がありますよね。環境省の平成18年の入札・契約の手引き。これでレベルが1、2、3で、レベルが上がって、ちょっと左寄りなので右の方向へ持って

いきましようねっていう、これからして見れば一番左よりは右いつてるほうが先に進んでるっていう考え方なんですな。

(委員) 先行事例のほうがいいんじゃないかなと、私的にはね。だから恐らく国のほうもやはり民間委託という、到達的にそちらのほうに経費、各自治体共にやっぱりそういうことをやっぱり国としても指導していく、言うたらお金の関係でね。だからそういう意味では、国の施策はそれを行うんじゃないかなというふうに私は思ってるんですけどね。こだわるようだけど、それが良しと思ってやっているとことなのか、やむを得ず工夫をしてやろうとしてんじゃないかという感覚の問題なんですけどね。

(委員長) ここはやや中立的な先行ということでもいいですか？

(委員) 言葉の捉え方なんで、言ってることはともかく一歩先に歩いている事実を調べましたっていうことで、それだったら全然構わないと思いますけど。

(委員長) ここは「包括的委託における先行事例の状況」ということにちょっと直させてもらいます。他にいかがでしょうか？

(委員) ちょっと一番最初の1ページ目の所に戻っていただいて、赤で直してある所、一応下から4行目で、「外部の学識経験者から意見を得る必要がある」で終わってるんですけど、これ、得る必要は、意見を得る必要であるじゃなくて、だから必要としてのほうがいいと思う。必要であるではなくて、必要としたから我々がいるので。

(委員長) 委員から自分で必要だって言ってるのは変な話ですよ、ちょっと。ですからここは、ここ必要とされたっていうふうに、だから受け身になるので、委員会と町がそういうふうに話ししてる、町がそういうふうに判断したなっていうことが分かるんじゃないかと思うんですよ。必要とされた方がいいですか？

(委員) じゃあそれで次、あと下から2行目の所で、広域化って言葉を使ってあって、他にもいっぱい出てくるんですけど、広域化で、15ページを見ていただくと、15ページのど真中の所に「ごみ処理の広域化」だから広域化の意味は分かるんですけど。ところが単独で、広域化って言葉が出てくると、なんのことか分からないんですよ。だからこれ広域化処理って言葉使えばね。広域化処理、のほうに分かるのかなと思う。15ページみたいにこういう言い方するならいいんだよ、ごみ処理の広域化だから。ところが広域化って言葉を単独で使うときには、じゃあ、広域化処理って言ったほうが意味が分かるのかなっていうか。ちょっと、これ15ページ以外、14ページの所ですが、ここでもだいたい広域化という言葉が単独で使われてるんで、ちょっと最終的に事務局さんのほうで文章を拾って行って、ちょっと直していただければいいのかなと思いますけど。

(委員長) 今の点はもういいですね。そういうふうな形にしたほうが誤解が生まれません。

(委員) だから例えば、この同じ1ページの所で上のほうのほうで、「1. ごみ処理広域化について」、ごみ処理って前に入ってるから広域化でいいんですよ、この文章は。ただ広域化って言葉を単独で使うとなんか、処理が入ったほうがいいのかなと思いますね。

ちょっと続きでいいですか。続きしゃべっていきますんで、それから17ページ、表の3-1-1、包括運営委託の欄の所の概要の所で、「定期修繕や補修工事まで民間事業者に委ねることもある」でなくて、これ、委ねるから長期包括なんです。だから「委ねる。」で終わってもらわないと、委ねるから長期包括。そこだけちょっと直してください。

(委員長) 今の点はもう提起の問題なので、「委ねる。」ということによろしいでしょうか？

- (委員) また同じことの繰り返しなんですけども、「しかし」のこの文はつながるんですかね。ちょっと包括運営委託を導入することが望ましい。庁内の検討会で、しかしというのは、この検討会を否定するような表現ですよ。この「しかし」という意味は。なんか多分、加えてとか、逆に言ったら庁内でそういう意見があつて、そうだけども、これは誰がこう必要があるというように認めたんかというのが、ちょっとこれバクっとしてますよね。先ほどご指摘ありましたけど。だからつなぎとして、「しかし」というのが逆説的なんで、これ文としてちょっとおかしいちゃうのかなというふうに思ったんですけど。
- (委員長) そうであれば庁内の意見以外に、その専門家の意見なんかも聞く必要があるんじゃないかというそういう状況になっているという。「加えて」でいいですか。「しかし」は確かにちょっと変な話です。他にいかがでしょうか？
- (委員) あと 39 ページ、修正してある部分の下から 3 行目、「安定した稼働を継続するには、施設整備を行う必要がある」っていうけど、これだけだとちょっと誤解を招くっていったらおかしいけど、定常でも施設整備やってるんだよね。それを上回るっておかしいけど、普段毎年たくさんのお金を出してる施設整備じゃなくして、それを上回るような施設整備をする必要があるって。この施設整備の意味をある程度限定してあげないと。だから定常実施の整備範囲を上回るとかそういうような形、通常よりもまだ広範囲、端的に言ってしまうと。
- (委員長) 39 ページの下から 3 行目の施設整備の前に、「定常実施の整備範囲を上回る施設整備を行う必要がある」つなげるというご提案でよろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか？
- (委員) ちょっと私が事務局のほうに修正をお願いした箇所なんですけど、もう一度言います。改めて今読み直したら、14 ページ。14 ページで「国からの財政支援が期待できない」って書いてあること、「得ることはできない」って言い切ったほうがいいと思うんですよ。期待じゃないから、得ることができないって。
- (委員長) 規定上の問題ですから。分かりました。ありがとうございます。41 ページの用語の説明で、下からの「予防保全」っていうのが先ほど消えましたよね。ですからどうしましょう、これ。保全っていうふうにしたんですけども、保全というふうなことについての予防保全、事後保全とかあるじゃないですか。だからあれを入れておくか。用語のほうは予防保全ではなくて、保全っていうふうにしてやったほうがいいですね。
- (委員) 予防とは。これはもう 3 つ決まってるってことですから。
- (委員長) はい。それか他に資料編に条例、この委員会の規則あるんですけども、その規則の上位にある条例も資料のほうに加えてもらえますでしょうか。他にはいかがでしょうか。そうしましたらちょっといろいろ出た所を私のほうで一個一個、非常に内容として根本的に変えるような所はなかったと思うんですけども、語句の修正的な所が多かったので、私のほうで言ってきますので確認いただけますか。まず 1 ページ目で、「以上のことから」の段落の 2 行目ですね。「しかし」というのを加えてに変えるってこと。それから 4 行目の「必要がある」を、「必要とされた」に変える。それから下から 2 行目の「広域化」というのを、「広域化処理」に変えるという所です。それからいって、そうですね。次は 14 ページですね。14 ページで、真ん中辺りの赤字

の部分、「期待できない」を「得ることができない」というふうに変えると。

それからその少し下の、赤字の部分の「広域化」というのを「広域化処理」に変えるってことですね。

それから 17 ページですけれども、表 3-1-1 の一番下の包括運営委託の長期委託の概要の所の最後を「民間事業者に委ねることもある」を「委ねる。」に言い切って、「こともある」を取るという所ですね。

それから 18 ページ、「出展」ですね。18 ページの、図 3 の 1 の下の「出展」の展をこれじゃなく、いわゆる辞典の「典」に変えるということですね。

それから 20 ページで、3.3 「先進事例の状況」というのを「包括運営委託における先行事例の状況」っていうふうに、その包括支援、何の先進、何の事例のことなのかっていうことを入れることと、先進というよりも先行というふうにしたほうがより中立かなってことで、そういうふうに変える。

それからあとは 20 ページで、真ん中辺り、今も事業期間の所の 2 段落目の 3 行目ですね。「20 年」のほうを「15」に変えるということ。

あとそれから表 3-3-1 で、外の合計の一番右下の 62 を 61 に、これいいんですよ、合計あってますよね。そうか、その上の 25 を 21 にするのか。

(委員) そうですね。

(委員長) そしてその次がいきまして、39 ページですね。39 ページは (2) の定性的評価の①安定稼働性の確保の 2 行目の所で、「計画的な予防保全等が実施される」というのを「保全等が実施される」と、予防を取るということですね。

そして最後の所の「安定した稼働が確保される」を「安定した稼働が期待される」に変えると。

それから③で最初の行、「包括運営委託の導入の際しては」を「導入に際しては」に変えると。

そして下から 3 行目の所で、「施設整備を行う必要がある」の所に、いわゆる説明するっていう意味で、「定常実施の整備範囲を上回る」というふうな言葉を入れると。

そして次のページで、40 ページの (4) まとめの①で、「VFM の試算結果において」を「試算結果によると」というふうに変えて、それから②の最後を「確保される」を「期待される」に変える。

あと 41 ページの用語説明の下から三つ目の「予防保全」の予防を取って単に「保全」にして、その内容については三つありますので、そのことを用語の説明のほうに入れてもらおうということですね。

それとあとは資料編のほうで、資料 1 に委員会規則があるんですけども、そのもととなっている条例を付けると。条例が資料 1 になって、あとは番号がずれていったほうが形がいいかな。

今までの議論では、今具体的に申し上げた所かと思うんですけども、他にいかがでしょう？

(委員) 今から言うのもおかしいんだけど、39 ページ、「安定稼働性」って赤で書いてある所ありますよね。そのところで、「ノウハウ」って言葉が使ってあるんですね。何のノウハウだか分からないから、この所を「施設運営のノウハウ」とか何かしないと、なんか何のノ

ウハウだか。

(委員長) 今の点はよろしいですね。「施設運営のノウハウ」っていうふうに具体的に書くっていうことですね。他はどうでしょうか？

それでは事業について、委員の皆さんのほうからご意見をいただいて、確認をしましたので、これでこの報告書として確定できればと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(各委員) 大丈夫です。

(委員長) それでは全員一致ということで、今の私のほうで口頭で申し上げたことを修正したものと、それを確認したということにさせていただきます。それにつきまして案を外して、この委員会報告書ということで島本町のほうに提出をしたいと思っております。それについてはどうでしょうか。どういうふうにしたらいいのですか？今内容を確認しましたので、じゃあその点直すのを私のほうで確認させてもらってよろしいでしょうか？

(各委員) はい。

(委員長) ありがとうございます。そしては続きまして、案件 2 のその他ということですが、事務局のほうからは何かありますでしょうか？

案件 2 その他について

事務局よりその他について説明。

(事務局) 事務局のほうからでございますけれども、今回の検討委員会におきましての審議内容、報告書におきまして、最終的に報告書をもとに今後こういった形で迎えるということで最終的には決定して、事業をどうするのかというのを決めていきたいと思っております。前回の委員会におきまして事業者選定委員会を新たに設けたほうがいいのではないのかというご意見等もございました。一応条例におきましては今回の包括運営の導入検討のことですね。それから事業者の選定および審査に関することですね。これを検討内容としておりますので、従いましてもとの本町のほうと致しましては、引き続きもし包括運営をやるということになれば、ここにいらっしゃる委員会の方には引き続きお願いをし、それから選定におきまして、最終的にこの運営方法、今後事業を進めるのがいいのかというのは決めさせていただければと思いますので、よろしくをお願いを致します。以上でございます。

(委員長) 今の点なんですけれども、ちょっと確認なんですけどね。今ネット上に出ている条例のプリントをいただいているんですけども、確かにこの検討委員会が包括運営の導入に関することと、導入に際する事業者および審査に関することというふうになっているので、確かにその点はいいんですけども、ちょっと気になるのは、委員が外部委員だけになってるんですよ。確認したいのは、その事業者選定そのものっていうのは、やっぱりその行政の人とか学識見識者が入ってと思うんですが、生駒市なんかどうですか？

(委員) 入ってません。だからこれはそれぞれの考え方があって、入っている委員会の場合もありますし、外部にお願いしているものもありますので、その辺も考え方一つで、どちらでやってもいいと思います。かえって行政が入らないほうが、事業者選定するとき、行政側の介入を避けるという形でやってるっていう考えの所もあります。

(委員長) ここはこの委員会が学識経験を有するもので構成するところでやっても、それ自体が特

段おかしいことではないという理解で、じゃあそうするとその行政のほうの、参考の下のほうは、こういうふうな形で出席をされていて委員ではなくて、説明があるっていうか、そういう形で必要に応じてそういうふうな答えですよ。

(委員) この条例の解釈の問題だと思うんですけども、これ、2項で事業者選定および審査に関することという表現になっているんで、これは選定そのものを行うというよりもそういう場合もご存じと思うんですね。だから関することということって、非常に範囲が広いんですね。だからこれでもって、必ず事業者選定するんだと。委員会の名前も検討委員会であって、だから選定委員会とかそういう具体的な名前があると、当然選定しなきゃいかんということでしょうけど、常識的にこれ読むと、選定および審査に関することですから、やり方の問題を定めるだけの話違うかなと。だからさらに選定のほうまでお願いしたいと、それはそれではっきりさせないと、これをそのままというのはちょっと乱暴なんかなという感じはしますけど。

(委員長) 分かりました。ありがとうございます。そうすると、町のほうのお考えとしてこれは聞いておきますけれども、今おっしゃったように関することというふうなことはちょっと幅広い所があるのと、あとこの報告書の40ページの、まとめの④で「事業者選定委員会を設置することで、事業の透明性、公平性が確保される」というふうに委員会としてそういう形になっているので、こういうことでいいですか？

この検討委員会のこの事業者選定および審査に関することというふうなことをどういうふうに解釈するのかっていうことは、この委員会が決めることではなくて、町が決めること、解釈することですよ。ですからそのところをここで議論することというよりも、そこは町のほうでまた考えてもらって、引き続きここでやるのか、あるいは選定委員会として作るのかというのは町のほうで考えてもらうというふうな仕分けで、町のほうに気持ちがあれば分かるのは分かりますけど、そういうことですね？

(委員) そうしたらあれですね。40ページの書き方を直すかどうかですね、設置するっていうふうに言わないで。だからその条例を踏まえてっていう形からすれば、第三者とか学識経験者の方をお願いしてるとかそういう形であれば、条例との、あくまでもこれ条例、委員会について条例整備してるんだから、いわば優等生なんですよ。全国の自治体、私もこういう専門ですけど、結構要領でやってる所が多いんですよ。要領で。だからそれを条例整備するっていうのは本当に優等生なんですよ。そういう意味では、条例ですから、名前が検討委員会ってなってますけど、別にやってる、書いてあることは分かりつつ、事業者選定に関することまでやってくださいと。あくまでもこの選定であって、決定は町なんですよ。選定をしていただいて、それを具申してもらって、最終的に判断する、決定するのは町なんですよ。だから選定までのこの何らかの委員会に預けられた業務ということなんで、それからしますと、この40ページの所にまた戻るんですけど、ちょっとこの書き方を修正するとこの条例との整合のとれた文言のほうがいいんじゃないかと思うんですね。

(委員長) 例えばここを、事業者選定をする委員会で検討することによって、それはその委員会は今の検討委員会と結果的に重なってもおかしくはないかなというのは思いましたけど。事業者選定、このままになると、ここの委員会と別のものっていう感じがするんで、事業者選定をする委員会で検討することによってどうでしょう？

(委員) 町で決めることだと思うんですね。ですから表現的には、これ事業者選定委員会を設

置ることというのは、おっしゃるように条例をちょっとはみ出ているみたいなどころがあるので、ちょっと整合性がどうかなってというのがありますよね。

(委員) 事業者選定委員会など。

(委員) そうですね。などとかいいですね。などを設置することと。そのなどの中に、この検討委員会も入るんか、新たに本当にそういう選定委員会を設けるのかその部分は町のほうで決めてもらうというちょっと幅を持たせた表現で切り抜けたらどうかなという。

(委員長) じゃあここに事業者選定委員会の後になどを入れて、少し幅を持たせといてってところですよ。

(委員) これがどなたかにお聞きするんですけど、こちらが先行して、今言うてる町の判断を先行して、今のこの包括検討委員会が条例にこういうふうに関する事になってるから、これでやりますよというそれは町内でそういうコンセンサスが得られてるのかどうかというところがちょっとわれわれでは分からないんですよ、逆に言うたら。それがあれば、なんか運動性があるのかなと思うんですけど、勝手にここをやるって決めて、ちょっと後追いみたいな形で行政が決めていくのはいかがなものかなってような感じは持ってるんですけどね。

(事務局) 町の考え方と致しましては、先ほど委員がおっしゃったように、大学の有識者において、審査、選定作業することによって、非常に公平性が保たれるという部分の思いがあって、この選定の部分までこれに包括運営も検討の中に入れてさせていただいている思いがあります。

(委員) だから僕のも正直言って、条例を最初に前提で、頭の中にあってこの文章考えてるわけじゃなくて、後で実は入ってましたっていうことになっちゃったんで、ちょっとこの辺を、だから一番上のはもうこれ条例に入ってるんだから、あえてこの文章から削除して。もう入ってるんだから、あえてここでもういいと、言わないと。

(委員長) じゃあ今のご提案を生かして、④の所を『事業者選定委員会を設置すること』で取ってしまって、『事業の透明性』。

(委員) だから「事業者選定の実施にあたっては、事業を透明性、公平性が確保されるように配慮する」ってやれば、そのほうがいいんじゃない？

(委員長) 配慮する。分かりました。事業者選定にあたってはですか？

(委員) はい。

(委員長) 事業者選定にあたっては、事業の透明性、公平性が確保されるよう・・・。

(委員) 配慮する。

(委員長) 分かりました。じゃあ今のような形で表現を変えるってことでよろしいでしょうか？ ちょっとついでにお聞きしたいんですけど、もう選定委員会って名前なくなったので、要らないっちゃ要らないんですけど、一応私の知識として、選定って言葉と決定って言葉ってというのは本当に違うんでしたっけ？

(委員) はい。意志決定は、政策上の意志決定は自治体さんにあるんですよ。それを、その下側にある委員会が、だから、そこでの最終の答えが選定結果なんですよ。だから最優秀提案者の選定、優先候補者の選定で。

(委員長) 分かりました。選定ってものには、その候補だっという大前提があるんだ。分かりました。

案件の2のその他について今事務局のほうからお話があったんですけども、委員の皆さんのほうから何か、その他でありますでしょうか？

(委員) 今の話なんですけど入札もそうなんですけど、その入札の方法に関連しますよね。だからその入札に関して、この選定委員会がどういうふうに関わるのかっていうのがあるんですけど、この細かい部分ではなく、そこの所なんです。

(委員) 基本的にはだから総合評価一般競争入札なんですよ。だから本当にお金だけにしておく。複数の支援者が手を挙げて、お金が安ければいいよというんじゃなくて、総合評価一般競争入札。だから一応提案をしてもらって、提案にも採点をして、お金も採点をして、両方で、総合で、その基本167条のその4だったっけ、9だったっけ、に由来してるやり方なんですよ。本来自治体の入札っていうのは一番安いので決めろって書いてあるんですよ、実際に。

(委員) だからそんなことも書いてないんですよ、条例には。だから選定することと、こうだけしかないから、そういう方式でやるって言ったときに、この検討委員会がどう関わるんだというそのところを吟味しておかないとっていうことなんです。だから言われたように、じゃあうちが決めるんで、そうじゃなくて、ちょっと決めるんですよということなんですけれども、一般には総合評価やってますので、そういうのをわれわれがやるのかどうかっていう、そういう話にもなってくるかと思うんですね。

(事務局) すいません。今回のこの表、一度内容的に今後どうするのかっていうのを検証する必要がございます。その結果、包括運営を行うということになれば、先ほどからお話に出ておりますように、選定作業というのが出て参ります。その際のまとめの方法ですね。これにつきましては、総合評価の方法がまず一つと、公募型ですね。そのどちらといくかというのは、ちょっと事務局の方で最終検討したいと思っております。それをまず決定しました後に、この選定に当たっての仕様書とか契約書とかでそういうものを作成する必要がございます。その際にはまず委員の皆さんにもその内容を見ていただいて、そしてこれで選定してもいいんじゃないのかという段階へ持っていけないと思います。それを書いた後に評価ですね。これを今後委員会でお話したいと。一番評価の高い方を、その結果を、再度こちらのほうへご報告を致したいなど。おおよっぱな業務としてはそういう形になるのかなと思っております。そうなんですけど、今後のスケジュールにつきましては、今後包括をやるのかどうかという検証作業ですね。それからそれに伴っての予算等が当然必要になって参りますので、これについて予算等を計上する形になりますので、そういう経緯をした後にまた改めて、皆さまにご理解等をお伝えするような形になっていると。その活動については、先ほど申し上げた流れに乗ったことを検討したいなというふうに考えております。以上でございます。

(委員長) よろしいでしょうか。そうしましたらこれから報告書の文面については、少し先ほどきて確認はしたんですけども、一応事務局のほうから他の、極めて軽微な語句修正があるかもしれないので、それについては委員長に一任してもらってことでよろしいですか？ もし根本的なことがあれば連絡させていただきます。

そうしましたら本日の案件全て終了しましたので、第5回島本町清掃工場包括運営検討委員会はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。